

# 狛江市市民協働事業提案制度

## (令和 7 年度募集要領)

### ◇市民協働事業提案制度とは

地域には、自然・環境、都市基盤、子育て・福祉・健康づくり、教育・文化等、様々な分野にわたって公共的な課題があります。

市民協働事業提案制度は、そうした地域にたくさんある課題を解決するために、市民活動団体の持つ力と行政の持つ力をともに活用し協力して事業を実施することにより、効果的に課題解決へ取り組むことができる制度で、「市民提案型市民協働事業」と「行政提案型市民協働事業」の 2 つの実施方法があります。

#### 市民提案型市民協働事業

- 市民活動団体の活動内容を十分に活かせる分野で団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業です。
- 市民活動団体から事業提案をしていただき、プレゼンテーションを行っていただきます。
- 審議会による審査で採択された事業について、翌年度に事業を行います。

#### 行政提案型市民協働事業

- 市の各担当部署にて抱える行政課題について市がテーマを提示し、市民活動団体と協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業です。
- 市が提示したテーマの内容について市民活動団体から事業提案、プレゼンテーションを行っていただきます。
- 審議会の審査で採択された事業について、翌年度に事業を行います。

**募集期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）～6 月 20 日（金）**

※提案を希望される方は、必ず事前相談を行ってください。（要事前予約）

#### 提出・問合せ先

狛江市企画財政部政策室市民協働推進担当

TEL:03-3430-1164 メールアドレス：kyodot@city.komae.lg.jp

狛江市市民活動支援センターこまえくぼ 1 2 3 4 ※事前相談の予約もこちらまで

TEL:03-5761-5556 メールアドレス：info@vc.komae.org



市HP

## 目次

◇市民協働事業提案制度とは.....	1
◇募集する提案.....	2
◇提案制度の要件.....	3
◇市民提案型.....	4
<提案から事業実施までの流れ> .....	4
<令和7年度のスケジュール> .....	5
<申請に必要な書類> .....	5
◇行政提案型.....	6
<提案から事業実施までの流れ> .....	6
<令和7年度のスケジュール> .....	7
<申請に必要な書類> .....	7
<令和7年度行政提案型募集テーマ一覧> .....	8
<令和7年度募集テーマの事業概要> .....	9
◇審査の方法.....	16
◇審査のポイント.....	16
◇提案のポイント「市民協働の意味を念頭に置く」.....	17
◇経費の考え方.....	18
◇市総合基本計画施策一覧.....	19
◇過去の採択事業.....	20
◇申請書等の記入例.....	22
◇狛江市市民活動支援センターの活用.....	28

※申請書類は市HPからダウンロードできます

ホーム > 市政情報 > 参加と協働のひろば > 市民参加と市民協働に関する提案制度  
> 市民協働事業提案制度とは

狛江市 提案制度

検索 

## ◇募集する提案

### 1) 市民提案型

市民活動団体の活動内容を十分に活かせる分野にて、団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業提案

### 2) 行政提案型 ※令和7年度の募集テーマの詳細については、P8～P15を御確認ください。

狛江市の各担当部署にて抱える行政課題に基づいて、狛江市がテーマを提示し、市民活動団体と協働で取り組むことで、効果的・効率的な課題解決に繋げるための事業提案

【注意！】市民協働事業提案制度は市が補助金を出す制度ではありません。

行政とともに課題解決に取り組む制度です。

## ◇提案制度の要件

### ◆提案できる団体

#### 『狛江市市民活動支援センターこまえくぼ 1234』に登録のある団体

※登録方法の詳細はこまえくぼ 1234 にお問い合わせください。既に登録済の場合、新たな登録は不要です。

#### (団体登録の主な要件)

1. 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害さないこと。
2. 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
3. 特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしないこと。
4. 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。
5. 支援センターの設置の目的に反した利用をしないこと。
6. 団体の構成員が3人以上で、狛江市内を中心に活動を行い、又は行おうとしていること。  
(団体のみ)
7. 団体の組織及び活動のため代表者を置き、成人している者の監督下にあること。(団体のみ)

### ◆対象事業

#### 提案団体と市が行う協働実施が、次の条件を満たすもの

#### (協働事業の主な要件)

- ・ 狛江市内で行われる事業
- ・ **令和8年度**に実施可能な事業
- ・ 地域社会の発展または地域の課題や社会課題の解決が期待できる事業
- ・ 協働で実施することで、より大きな効果が期待できる事業
- ・ 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業
- ・ 単年度で完了する事業（3年間を限度に継続実施の提案可能）

#### ※対象外の事業

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 政治、宗教、選挙活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・ 公序良俗に反するもの 等

## ◇市民提案型

### <提案から事業実施までの流れ>

①

**こまえくぼ 1234 への登録**（登録先：こまえくぼ 1234）  
事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234 に登録が必要です。



②

**事前相談【5月～6月】**（相談先：政策室・こまえくぼ 1234）  
**★市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要**  
企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234 との相談が必要です。



③

**提案事業の申請【5月～6月】**  
（申請先：政策室・こまえくぼ 1234）  
**6月20日（金）必着**で、申請書類を政策室へ提出



④

**市の担当部署を決定【7月】**  
提案された事業の内容等に応じて事業担当部署を決定し、提案団体および事業担当部署に通知します。



⑤

**市の担当部署へ質問【7月】**（提出先：担当部署）  
担当部署決定の翌日から14日以内に、担当部署に対して質問書により質問ができます。



⑥

**公開プレゼンテーション、審査【7月】**  
提案した事業について、**7月26日（土）**にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。



⑦

**提案事業に対する結果通知【9月】**  
市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、**9月中**に提案団体へ通知します。  
※結果は市ホームページでも公表します。



相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。  
※未記入の箇所があっても構いません。

ぜひ質問してください！  
事業実施は担当部署と行うこととなりますので、お互いの考えを知ることも大切です。

審査のポイント（P16）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。

⑧

**協議【9月～】**（協議先：担当部署）

事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。

※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。



⑨

**協定締結、予算確定【3月】**（手続き先：担当部署）

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和8年3月頃に確定します。



⑩

**令和8年度中に提案事業を実施します。**



⑪

**報告書作成**

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。

協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。

報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

<令和7年度のスケジュール>

- ・募集期間 : 5月1日（木）～6月20日（金）
- ・担当部署の決定 : 7月上旬予定
- ・プレゼン、審査 : 7月26日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
- ・協議、調整、予算積算 : 9月以降
- ・提案事業の予算確定 : 令和8年3月頃
- ・事業実施 : 令和8年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

- 様式第1号 市民提案型市民協働事業実施計画書  
※「市総合基本計画該当施策」については、P19に記載のものを確認のうえ、該当する施策番号及び施策名を記入してください。
- 様式第2号 市民提案型市民協働事業提案書
- 様式第3号 市民提案型市民協働事業収支計画書
- 添付書類
  - ・定款または会則等
  - ・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書
  - ・役員名簿
  - ・その他参考となるもの

申請書類は、担当部署が提案事業によってどのような取組が行われるかを知る上で、重要な書類となります。  
団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布します。

## ◇行政提案型

### <提案から事業実施までの流れ>

- ① **こまえくぼ 1234 への登録**（登録先：こまえくぼ 1234）  
事前に市民活動団体としてこまえくぼ 1234 に登録が必要です。
- ② **募集テーマの公表【5月】** ★P8～P15 に掲載  
令和7年5月上旬に、今年度の募集テーマを市広報等で公表します。
- ③ **市の担当部署へ質問【5月～6月】**（提出先：担当部署）  
募集テーマを公表した日の翌日から、担当部署に対して質問書により質問できます。
- ④ **事前相談・調整【5月～6月】**（相談先：こまえくぼ 1234）  
★**市民協働事業実施計画書（検討内容を記入したもの）が必要**  
企画・検討している事業のイメージを把握するため、申請前に、こまえくぼ 1234 との相談が必要です。  
相談後、担当部署との調整を行っていただきます。
- ⑤ **提案事業の申請【6月】**（申請先：政策室・こまえくぼ 1234）  
**6月20日（金）必着**で、申請書類を政策室へ提出
- ⑥ **公開プレゼンテーション、審査【7月】**  
提案した事業について、**7月26日（土）**にプレゼンテーションを行っていただきます。審査は、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が担当します。審議会は協働事業としての実施が望ましいか否かを判断し、市に答申します。
- ⑦ **提案事業に対する結果通知【9月】**  
市は、審議会の答申を受け、提案された事業を協働事業として実施するか否かを決定し、**9月中**に提案団体へ通知します。  
※結果は市ホームページでも公表します。

相談時には、市民協働事業実施計画書を基に気になる点等ぜひこの場で相談してください。  
※未記入の箇所があっても構いません。

審査のポイント（P16）を参考に、申請からプレゼンテーションまでの流れを練ってみてください。

⑧

**協議【9月～】**（協議先：担当部署）

事業実施が決定した場合は、次年度の事業実施に向けて、提案団体と担当部署で事業内容の協議、調整を行います。

※担当部署は、事業に係る予算を次年度予算に計上します。



⑨

**協定締結、予算確定【3月】**（手続き先：担当部署）

協議後、提案団体と担当部署で協定を締結します。予算は市議会の議決により令和8年3月頃に確定します。



⑩

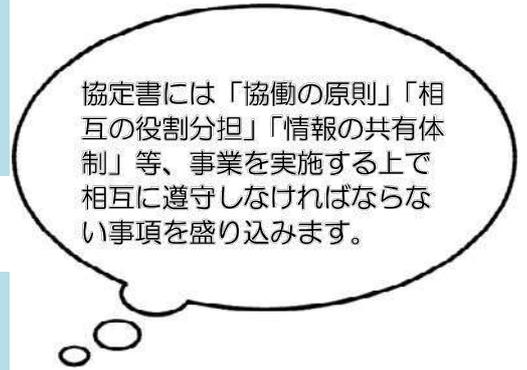
**令和8年度から提案事業を実施します。**



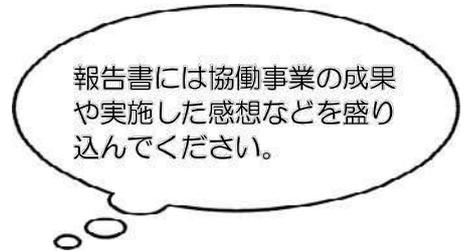
⑪

**報告書作成**

事業終了後8週間以内に事業報告書を作成します。報告書は、市ホームページで公表するとともに、市の担当部署で閲覧できるようにします。



協定書には「協働の原則」「相互の役割分担」「情報の共有体制」等、事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を盛り込みます。



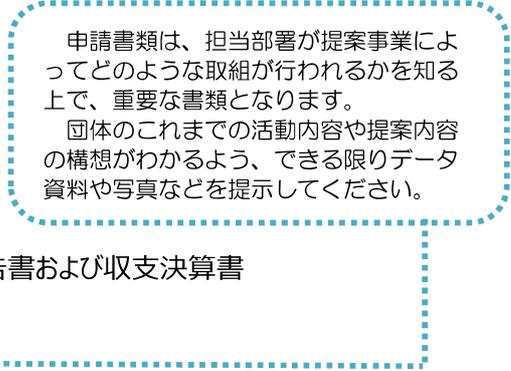
報告書には協働事業の成果や実施した感想などを盛り込んでください。

<令和7年度のスケジュール>

- ・募集期間 : 5月1日（木）～6月20日（金）
- ・プレゼン、審査 : 7月26日（土）※審査結果は後日（9月中）文書で通知
- ・協議、調整、予算積算 : 9月以降
- ・提案事業の予算確定 : 令和8年3月頃
- ・事業実施 : 令和8年度から（事業実施前に市と協定を締結します。）

<申請に必要な書類>

- 様式第1号 行政提案型市民協働事業実施計画書
- 様式第2号 行政提案型市民協働事業提案書
- 様式第3号 行政提案型市民協働事業収支計画書
- 添付書類
  - ・定款または会則等
  - ・前年度の活動実績がある場合は、前年度事業報告書および収支決算書
  - ・役員名簿
  - ・その他参考となるもの



申請書類は、担当部署が提案事業によってどのような取組が行われるかを知る上で、重要な書類となります。団体のこれまでの活動内容や提案内容の構想がわかるよう、できる限りデータ資料や写真などを提示してください。

※提案書類は個人情報を除き、プレゼンテーションの際に来場者へ配布します。

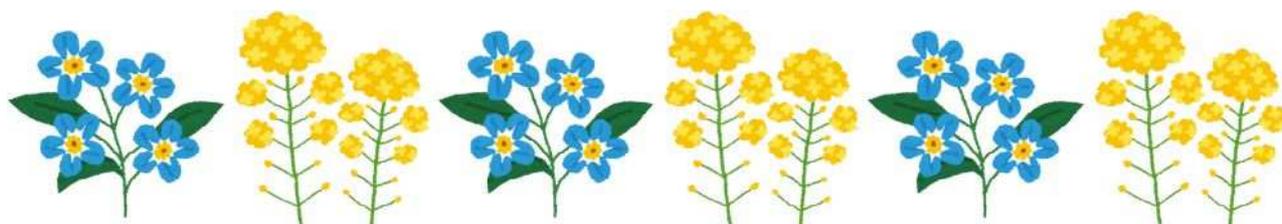
<令和7年度 行政提案型募集テーマ一覧>

No	募集テーマ	担当部署	事業内容	ページ
1	防犯まち歩き	安心安全課	・調布警察署と連携し、自転車盗の発生多数地域等をGISを用いて分析し、市内を歩きながら現地確認することで、危険箇所の把握、市民の防犯意識の向上を図るほか、対策を検討、実施する。	P9
2	友好都市交流・越後川口 「食文化体験・交流」	地域活性課	・川口地域（越後川口）の方々を招くとともに狛江市内で開催する、誰もが参加できる越後川口の郷土料理づくり体験と交流会事業の企画、調整、運営、PR	P10
3	高齢者等への見守り事業	福祉相談課	・相談（通報）先等をまとめたチラシの作成、配布 ・見守り活動の実施 ・講演会の実施	P11
4	若者の居場所づくり	子ども若者政策課	・若者が主体的に活動できる居場所事業を実施する。あわせて、若者の相談の場としていくことで、生きづらさを解消していく。 ・活動場所の確保等は市が行うが、運営については、団体が行うことで協働事業とする。	P13
5	公園を活用した コミュニティガーデンの創出	環境政策課	・コミュニティガーデンを維持するための知恵や知識、植栽のデザインの手法や園芸作業の技術などの講座の開催 ・上記の講座のほか、花壇の造成、植物の植えつけなどを行い、コミュニティガーデンの創出	P14
6	きれいで安全な歩行空間 確保サポート	道路交通課	市内主要道路、生活道路の ・美観維持のため、街路樹のある道路を適宜、簡易除却・清掃等を行う。 ・安全確保のため、折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物を発見した場合、市へ通報する。	P15

## <令和7年度募集テーマの事業概要>

事業概要を確認のうえ、**テーマに対する事業の条件・内容等**を踏まえた事業を提案してください。

テーマ（事業名）	1 防犯まち歩き
<b>現状と課題</b>	<p>市内の刑法犯認知件数については、令和6年は268件と前年よりも48件減少（令和5年316件）した。人口千人当たりの刑法犯認知件数は都内区市で最少となり、各種防犯に関する取組による成果と考える。</p> <p>刑法犯認知件数の内訳を分析すると、268件のうち、自転車盗が88件、約30%と大きな割合を占めている（令和4年105件、令和5年110件）。</p> <p>調布警察署・調布市と定期的に情報交換を行い、犯罪の傾向や対策等を安心安全通信や安心安全情報メール、駅頭キャンペーン等で周知、啓発するとともに、有効な対策であるダブルロックのためのワイヤー錠を配布する等の対策を講じているものの、多くの被害が発生している状況にある。</p>
<b>テーマに対する事業の条件・内容等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イメージは、防災まち歩きの防犯バージョン。調布警察署と連携し、自転車盗の発生多数地域等をGISを用いて分析し、市内を歩きながら現地確認することで、危険箇所の把握、市民の防犯意識の向上を図るほか、対策を検討、実施する。</li> <li>・市内全域というよりも、一定の地区（字ごと等）での実施を想定し、当該地区の特性に応じた具体的な対策を検討できるとともに、町会等、エリアにより分けられた団体が参加しやすくなるようにする。</li> </ul>
<b>協働により期待される効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働で事業を企画、実施することによって、新たな発想や視点を盛り込んだ事業展開が期待でき、市内の刑法犯認知件数の減少、自転車盗の減少につながることを期待できる。</li> </ul>
<b>協働事業者の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に詳しく、防犯に関心があること。</li> </ul>
<b>役割分担</b>	<p>（市の役割）                      予算の確保、事業の企画、調整、実施、広報、対策案の実現に向けた調整等</p> <p>（提案者の役割）                      事業の企画、調整、実施等</p>
<b>担当部署からのメッセージ</b>	<p>自転車盗は、駅前や店舗駐輪場だけではなく、一戸建て住宅の敷地内やマンション・アパートの敷地内の駐輪場でも発生しています。対策について一緒に考えましょう。</p>
<b>担当部署名</b>	総務部 安心安全課 防災防犯係



テーマ（事業名） 2 友好都市交流・越後川口「食文化体験・交流」	
<b>現状と課題</b>	<p>狛江市と新潟県長岡市川口地域（越後川口）は昭和 62 年にふるさと友好都市の提携を結び、「第二のふるさと」として 35 年以上に亘り、事業や相互のイベント参加等を通じて交流を継続してきた一方で、事業内容や参加者の固定化等が課題であり、参加者の裾野拡大と新たな交流を模索する必要がある。</p> <p>友好関係をさらに深めるとともに、越後川口の認知度を高めるため、越後川口の自然・環境・風土の体験を通じて、住民同士の交流の活性化と友好都市交流の P R につなげる必要がある。</p>
<b>テーマに対する事業の条件・内容等</b>	川口地域（越後川口）の方々を招くとともに狛江市内で開催する、誰もが参加できる越後川口の郷土料理づくり体験と交流会事業の企画、調整、運営、P R
<b>協働により期待される効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民同士の交流促進</li> <li>・友好都市の自然、環境、文化に触れる機会の創出</li> <li>・友好都市の P R と認知度拡大</li> </ul>
<b>協働事業者の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定テーマに関心があり、課題解決につながる提案を行うことができること</li> <li>・主導的に事業の提案や企画、運営を行うことができること</li> <li>・支援が必要な外国人に制度を届ける事業を実施できること</li> </ul>
<b>役割分担</b>	<p>（市の役割） 長岡市川口支所その他関係者との調整・派遣、施設予約、広報</p> <p>（提案者の役割） 事業の企画・調整・運営・PR</p>
<b>担当部署からのメッセージ</b>	郷土料理などの食文化体験と交流を通じて、ふるさと友好都市・越後川口を知っていただき、互いの地域の理解を深め、友好都市を第二のふるさととして交流を広げていただきたい。
<b>担当部署名</b>	市民生活部 地域活性課 コミュニティ文化係



テーマ（事業名） 3 高齢者等への見守り事業	
<b>現状と課題</b>	<p>近所や地域の付き合いが希薄な社会になったことや、核家族化によって夫婦だけで生活していた後に配偶者との離別や死別により単身となる高齢者が増加していること等の影響から、高齢者の孤独死は特に都市部で増加傾向にあり大きな問題となっている。</p> <p>福祉保健部において、高齢者地域相談事業として、市内3カ所にこまほっとシルバー相談室を設置し、特に高齢者が多く居住する地域での見守り体制を整備しているが、それ以外の地域においても何らかの見守りがなされるよう働きかけが必要である。</p>
<b>テーマに対する事業の条件・内容等</b>	<p>①チラシの作成・配布</p> <p>衣類が汚れたままである・家のごみであふれている・理解力が低下したように感じる等のセルフネグレクトや認知面での低下が懸念される事例、新聞や郵便物が溜まっている・昼夜を通して照明が点灯している（または夜間に点灯されない）・姿を見かけなくなった等の孤独死が懸念される事例、これらに気づいた際の相談（通報）先等をまとめたチラシを、見回りをしている方々等の意見も参考に作成し、全戸配布することにより、早期の相談（通報）につなげる。</p> <p>②見守り活動の実施</p> <p>ひとり暮らし世帯・高齢者のみ世帯等の必要な世帯に対し臨戸又は電話による見守り活動を行うことにより、社会とのつながりを促進するとともに、孤独感の解消を図る。</p> <p>③講演会の実施</p> <p>福祉施設職員等を講師に迎え、気づきや見守りの「コツ」と連絡方法等について講演会を実施することにより、地域住民の理解を深める。また、一人でもできる終活の「コツ」を伝えることにより、個々人がいざという時に備える意識の醸成を図る。</p>
<b>協働により期待される効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援や安否確認を必要としている方の情報をいち早く得ることにより、孤独死に至る前に発見・対応することで、一人でも多くの救える命を救うことが期待される。</li> <li>・見守りに関する普及啓発により、市民も「自助・互助・共助」について考える機会となり、自身等の将来のリスクへの備えるきっかけとなることが期待できる。</li> <li>・見守り活動を行うことにより、高齢世帯等の孤独感の解消と地域とつながることのきっかけづくりが期待できる。また、市の既存事業である「福祉のつなぐシート」の活用により、市において、それぞれの世帯の課題の事前把握が可能となり、必要な福祉的支援へつなげることができる。</li> </ul>
<b>協働事業者の条件</b>	<p>高齢者支援、見守り活動への関心や理解があること。</p>
<b>役割分担</b>	<p>（市の役割）</p> <p>予算の確保、事業の調整・実施、広報等</p>

	(提案者の役割) 事業の企画・調整・実施等
<b>担当部署からのメッセージ</b>	孤独死は早期発見・早期対応することで、未然防止や、その被害を最小限に食い止められるケースも少なくありません。全ての方が安心して安全に暮らせるための提案をお待ちしています。
<b>担当部署名</b>	福祉保健部 福祉相談課 相談支援係



テーマ（事業名） 4 若者の居場所づくり	
<b>現状と課題</b>	現在、市内には、地域団体の運営による様々な子ども・若者の居場所が点在しているが、若者をメインターゲットとする居場所は市内にはない状況である。このような状況から、若者にとって心地の良い居場所として感じることができ主体的に活動できる場を確保することが必要である。
<b>テーマに対する事業の条件・内容等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が主体的に活動できる居場所事業を実施する。あわせて、若者の相談の場としていくことで、生きづらさを解消していく。</li> <li>・活動場所の確保等は市が行うが、運営については、団体が行うことで協働事業とする。</li> </ul>
<b>協働により期待される効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の主体的な活動を支援・促進することにより、様々な体験・活動を通じて成長し、社会で生き抜くために必要な力を育む。</li> </ul>
<b>協働事業者の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定・継続して「居場所」の提供をすることができ、合わせて、相談の場を提供することができるNPO法人等</li> </ul>
<b>役割分担</b>	<p>（市の役割）            予算、活動場所の確保、事業の調整・実施、広報等</p> <p>（提案者の役割）            事業の企画・調整・実施等</p>
<b>担当部署からのメッセージ</b>	一緒に若者の主体的な活動を支援していくことのできる団体からの提案をお待ちしています。
<b>担当部署名</b>	子ども家庭部 子ども若者政策課 企画政策係



テーマ（事業名） 5 公園を活用したコミュニティガーデンの創出	
現状と課題	<p>市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多いものの、個々の面積は小さく、比較的近接している特徴があり、どこも同じような公園となっている課題があります。</p> <p>また、身近にある公園に愛着を持っていただくために、市民や地域が主体となった公園の管理手法を検討していく必要があります。</p>
テーマに対する事業の条件・内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティガーデンを維持するための知恵や知識、植栽のデザインの手法や園芸作業の技術などの講座の開催</li> <li>・上記の講座のほか、花壇の造成、植物の植えつけなどを行い、コミュニティガーデンの創出</li> </ul>
協働により期待される効果	<p>・人と人の絆を育みながら、地域を緑豊かで、居心地の良い空間に変え、身近にある公園に愛着を持っていただけるとともに、「地域の庭」としてシビックプライドの醸成につなげていく。</p>
協働事業者の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の庭としてコミュニティガーデンの設置に熱意があること。</li> <li>・様々な年代や性別、考えを持つ市民の意見を聞き、幅広い市民が参加できる事業を行う意識があること。</li> <li>・SNS等を活用でき、日常的な発信ができること。</li> </ul>
役割分担	<p>（市の役割） 予算の確保、講師の調整、事業の実施、材料・道具等準備、広報等</p> <p>（提案者の役割） コミュニティガーデン事業の企画、調整、記録、運営、広報等</p>
担当部署からのメッセージ	<p>身近にある公園等を花や緑でいっぱいにして、「水と緑の狛江」の実現に向けて一緒に活動してみませんか。</p>
担当部署名	環境部 環境政策課 水と緑の係



テーマ（事業名） 6 きれいで安全な歩行空間確保サポート	
<b>現状と課題</b>	<p>狛江市では、市内主要道路については街路樹（市管理）の落ち葉の時期と道路清掃の時期が合うようにするなど工夫し、機械清掃車両等による定期的な道路清掃を委託している。しかし、強風後の落葉等に対しては、定期清掃の時期調整が難しく落ち葉やゴミ等が道路に残されたままとなる場合もある。また、折れ枝が落下している場合もある。</p> <p>担当課職員がパトロールにより清掃や除却を実施しているが、市民の皆様との協働により道路の美観維持、安全確保の取組を実施したい。</p>
<b>テーマに対する事業の条件・内容等</b>	<p>市内主要道路、生活道路の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美観維持のため、街路樹のある道路を適宜、簡易除却・清掃等を行う。</li> <li>・安全確保のため、折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物を発見した場合、市へ通報する。</li> </ul>
<b>協働により期待される効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易除却・清掃等により、美しい道路空間維持が期待できる。</li> <li>・安全上の支障となる街路樹やゴミ等の早期発見により、安全で快適な道路空間の維持が推進される。</li> </ul>
<b>協働事業者の条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易除却清掃等行える者</li> <li>・折れ枝、落下等のおそれのある街路樹や不法投棄物を定期的にパトロールできる者</li> </ul>
<b>役割分担</b>	<p>（市の役割）</p> <p>予算確保、要綱（活動対象、活動内容、通報ルート、保険適用、物品支給等）整備、簡易除却・清掃等マニュアル整備、研修等</p> <p>（提案者の役割）</p> <p>実施、記録、報告</p>
<b>担当部署からのメッセージ</b>	<p>狛江市には、魅力ある自然や風景などがたくさんあります。道路もそれらの景観の一部です。魅力ある狛江の景観を守りたい！という思いを持った皆さんからのアイデアをお待ちしております。</p>
<b>担当部署名</b>	都市建設部 道路交通課 道路管理係



## ◇審査の方法

- 提出いただいた書類と公開プレゼンテーションにより、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会が審査を行います。
- プレゼンテーションの持ち時間は1事業につき15分です。10分程度で説明を行っていただき、その後の5分程度を審査委員との質疑応答時間とします。
- 提案事業の具体的な内容、特徴、必要性および団体と行政の役割分担等を説明し、提案事業を協働で実施することの有効性等をアピールしてください。
- 口頭での説明とあわせて、ホワイトボードやプロジェクターを利用することも可能です。（政策室で用意します。）  
パワーポイント等の電子データは事前に政策室まで提出していただきますので、これらの利用を希望される場合は事前にご連絡ください。

## ◇審査のポイント

各提案事業について、以下の7つのポイントにより審査します。★重点ポイント

評価項目	評価の視点・ポイント	点数
事業について	★ <u>公益性</u> 提案事業は、地域社会の発展または地域課題の解決に寄与するものであるか。また、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるか。 <b>例えば</b> ・・・ 団体の知名度や利益を上げるためだけの事業ではない。	/ 6
	<u>具体性</u> 事業内容や実施方法に具体性があり、市と団体の役割分担が明確かつ適切か。 <b>例えば</b> ・・・ 団体が実施したことがある事業内容を活かしたり、発展したものになるよう努力している。	/ 3
	<u>実現性</u> 事業計画は妥当であり、事業に実現性があるか。 <b>例えば</b> ・・・ 市内の公園にて開催するイベントが、無理のない実施方法となっている。	/ 3
	<u>効率性</u> 収支予算は妥当であり、事業に効率性があるか。 <b>例えば</b> ・・・ チラシの印刷は市役所内の印刷機を利用するようになっている。	/ 3
団体について	★ <u>協働性</u> 団体と市が協働することによって、さらなる効果が期待できる事業であるか。また、それぞれの強みを活かし、対等な立場で実施できる事業であるか。 <b>例えば</b> ・・・ 市の役割が、労働力と資金提供のみになっていない。	/ 6
	<u>実施能力</u> 提案団体は、提案事業を実施する能力を持つか。 <b>例えば</b> ・・・ 提案事業の基本となる活動を、団体ですで行ったことがある。	/ 3
	★ <u>発展性</u> 事業内容は、現状の団体の活動内容から発展性が見られるか。また、提案事業を実施することにより、団体の活動に発展が期待できるか。 <b>例えば</b> ・・・ 提案事業を実施した後、この経験を活かした団体のビジョンが描かれている。	/ 6

※ 4段階評価で、重点ポイントでないものは、それぞれ1/2の点数となります。（合計30点）

- 例) 公益性★：1. 大変寄与する（6点）、2. 寄与する（4点）、  
3. あまり寄与しない（2点）、4. 全く寄与しない（0点）

※審査基準点は、合計 30 点の 1/2 となる 15 点×審査委員数以上、かつ重点ポイントについては「寄与する」等 4 点を基準とした 3 項目の合計 12 点×審査委員数以上となります。

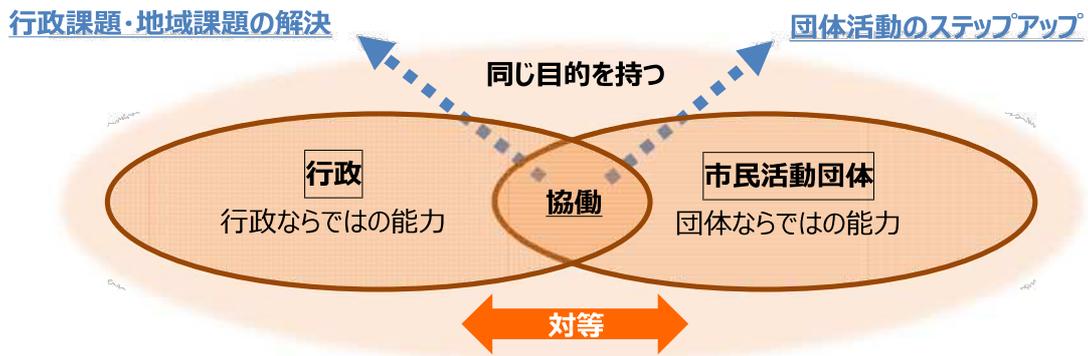
例) 審査委員が 3 人の場合

45 点 (15 点×3 人) 以上、かつ重点ポイント 36 点 (12 点×3 人) 以上

※審査基準点と審査委員による審議により総合的に評価します。

### ◇提案のポイント「市民協働の意味を念頭に置く」

行政は、地域の中の社会的課題を解決する役割を持っていますが、行政のみの力だけでは解決できないことがあります。市民協働は、そうした課題に対して、市民活動団体と行政がパートナーとなり、団体の持つ力と行政の持つ力を発揮しあうことで解決を進めるものです。



#### POINT!

- ・お互いの能力をどのように活用して社会的課題の解決を行うのか
- ・団体の発展へどう繋げていくのか

★行政の能力を生かしているのか？ ★市民ボランティアではダメなのか？ ★その他の資金獲得は難しいのか？

## ◇経費の考え方

- ・費用のかからない事業でも申請することができます。
- ・費用が必要な場合は、市の予算だけでなく、事業の継続性を高めるためにも、受益者からの負担金の徴収や、企業協賛の募集等による資金確保に努めてください。
- ・収支計画書に記載された予算をすべて市で負担できるとは限りません。

### 《支出経費の区分例》

○旅費交通費	視察および講師招聘等に要する公共交通機関を利用する場合の運賃等
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金 ※市の報償費基準に準じてください。基準については、事前にお問合せください。
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料 ※市施設での実施、市所有備品の借上の場合、費用はかからないものとしてください。
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費 ※役所内での印刷（白黒）が可能な場合は、費用はかからないものとしてください。
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料およびイベント保険料
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費

### (対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の人件費等（給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く）
- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など

御自分の団体で事業の実施を考えると、極限まで費用の負担を減らせるよう方法を検討されると思います。市との協働事業とはいえ、市の予算にも限りがありますので、できる限りの支出削減やその他の資金獲得を御検討の上、申請をお願いいたします。

## ◇市総合基本計画施策一覧

後期基本計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）では、市のまちづくりの方向性等を実現するための施策を示しています。課題の把握や提案内容を検討する際に参考にしてください。

※市民提案型市民協働事業については、市民提案型市民協働事業計画書に記載する「市総合基本計画該当施策」の施策番号（例：施策1－①）及び施策名（例：平和の希求・人権の尊重）を以下より選択してください。

### 市総合基本計画該当施策一覧

#### まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

- 施策1－① 平和の希求・人権の尊重
- 施策1－② 市民参加・市民協働の推進
- 施策1－③ 市政情報の共有

#### まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

- 施策2－① 防災体制の充実
- 施策2－② 日常生活における安心・安全の確保

#### まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

- 施策3－① 魅力の創出・向上・発信
- 施策3－② 地域コミュニティ・都市間交流の推進
- 施策3－③ 商工業の振興
- 施策3－④ 都市農業の推進

#### まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

- 施策4－① 地域で支える健やかな成長
- 施策4－② 切れ目のない子育て支援
- 施策4－③ 子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援
- 施策4－④ 個性や創造力を伸ばす学校教育

#### まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

- 施策5－① 地域共生社会づくりの推進
- 施策5－② 健康づくりの推進
- 施策5－③ 高齢者への支援
- 施策5－④ 障がい者への支援
- 施策5－⑤ 生活支援のためのセーフティネットの構築

#### まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

- 施策6－① 生涯を通じた学びの充実
- 施策6－② 芸術文化・スポーツの推進
- 施策6－③ 歴史・文化への理解と継承

#### まちの姿7 自然を大切に、快適に暮らせるまち

- 施策7－① 水と緑の快適空間づくり
- 施策7－② 地球にやさしい快適なまちづくり
- 施策7－③ 循環型社会の推進
- 施策7－④ 下水道機能の維持・向上
- 施策7－⑤ 市街地整備の推進
- 施策7－⑥ 道路・交通環境の充実

#### まちの姿8 持続可能な自治体経営

- 施策8－① 質の高い行政運営の推進
- 施策8－② 持続可能な財政運営の推進
- 施策8－③ 組織づくり・人材育成の推進

後期基本計画の詳細はこちらから



↑「施策番号」に該当      ↑「施策名」に該当



## ◇過去の採択事業

### 市民提案型

1

令和3年度実施事業（平成31年度提案）

#### 『狛江市における乳がんの早期発見・早期治療を広め、乳がん検診率向上目的とする事業』

実際に乳がんを発症した方やパートナーの体験談、乳がんの最新知識について学ぶことにより、乳がん検診の啓発を行うことを目的に実施しました。

- 実施団体：狛江市乳がん患者会
- 事業担当部署：健康支援課 ※実施時の部署名
- 事業内容：乳がん講演会『乳がんと診断されたとき』の実施

2

令和4年度実施事業（令和3年度提案）

#### 『電柱に想定浸水深の位置を表示するプロジェクト』

浸水時の具体的なイメージを定着させ、実際の水害時の各自の避難行動の指針策定につなげることを目的として実施しました。

- 実施団体：元和泉2・3丁目町会
- 事業担当部署：安心安全課
- 事業内容：電柱所有者の東京電力との交渉を経て、17本の電柱に想定浸水深の表示板と浸水水位を示す赤いテープを整備

3

令和5年度実施事業（令和4年度提案）

#### 『外国人を支えるやさしいまち』

狛江市在住の日本語に不慣れな外国にルーツをもつ児童・生徒と保護者の日本語学習をサポートすることを目的として実施しました。

- 実施団体：NPO 法人こまえにほんごしえん・日本語スクール
- 事業担当部署：政策室
- 事業内容：生活言語習得のための対面支援や学校の配布物等をやさしい日本語に翻訳、学校との連絡や通訳派遣サービスの利用につなげるまでの支援を行う日常支援、にほんごワークショップの開催、支援者のための勉強会の開催

## 行政提案型

1

平成 27 年度実施事業（平成 26 年度提案）

### 『みんなで「エンディングノート」を考え、作ろう！』

狛江市独自のエンディングノートを作成し、広く活用してもらうことで、「老い支度」や「終活」への関心を高めるとともに、市への愛着の向上を図ることを目的に実施しました。

- 実施団体：NPO 法人狛江共生の家
- 事業担当部署：高齢障がい課
- 事業内容：勉強会の開催、エンディングノートの作成作業、市民向けの活用方法に関する講演会を実施、エンディングノートの配布

2

平成 31 年度実施事業（平成 30 年度提案）

### 『出生届記念品等の作成』

出生という一大イベントの記念となる記念品を作成することに加え、戸籍届出をシティーセールスの機会と捉え、狛江市に一層愛着をもってもらい、ふるさと意識の向上やシビックプライドの醸成を目指し実施しました。

- 実施団体：一般財団法人狛江文化振興事業団「絵手紙発祥の地—狛江」実行委員会
- 事業担当部署：市民課
- 事業内容：出生記念台紙の作成

3

令和 5 年度実施事業（令和 3 年度提案）

### 『ラグビー日本代表選手と一緒にスポーツをしよう！』

#### ～ストリートラグビーと講演会～

えきまえ広場や体育施設を活用し、スポーツ体験やイベント等、スポーツ活動を促進し、スポーツの裾野を広げることを目指し実施しました。

- 実施団体：狛江市ラグビーフットボール協会
- 事業担当部署：社会教育課
- 事業内容：トンガ王国チャリティストリートラグビー & デフラグビー紹介とラグビールール説明講習会

令和7年 5月 15日

団体名 NPO 法人狛江太郎の会

## 狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書

### 1 提案事業の目的・必要性

地域社会の発展及び地域社会における課題の解決といった公益性の視点を基に、市との協働事業という趣旨を踏まえて記入してください。

★事業を検討した背景にある課題等について、なぜ解決が必要なのか、どのような状態になることを目指すのか等記入してください。

### 2 提案の内容

#### (1) 提案事業の内容

提案の目的を達成するために、どのような事業を計画していますか。具体的に記入してください。

★対象とする人や規模等具体的に記載するとイメージしやすくなります。

(2) 市総合基本計画該当施策

提案事業は、どの施策に位置付けられますか。該当するものを記入してください。

施策番号	●—○	施策名	★令和7年度募集要領 P19 を確認のうえ記入してください。
------	-----	-----	--------------------------------

(3) 協働の体制

提案の中で、市と協働実施するに当たり提案団体と市との役割分担、また協働による効果及び必要性について、記入してください。

協働実施を希望する部署名	●●課
--------------	-----

■提案事業における、提案団体と市の役割分担

〈提案団体が行うこと〉

★事業を実施していくうえで提案団体が担う役割を記入してください。

〈市が行うこと〉

★事業を実施していくうえで市に担ってほしい役割を記入してください。

■協働実施による効果・必要性

★事業の実施にあたり、市と協働でなければできないことは何か、それぞれが単独で実施する場合と比べ、より効果が得られるのはどのようなことか等記入してください。

3 提案団体について

■提案団体の特徴、強み等

★活動実績等を踏まえて提案団体の強み等記入してください。

■将来の展望

★事業をどのように継続していくか、事業の成果をどのように生かしていくか等記入してください。

#### 4 提案事業の実施スケジュール

想定する提案事業の実施スケジュールを記入してください。

##### ■実施期間

令和8年 4月 1日 ~

令和9年 3月10日

##### ■スケジュール

時期	内容	時期	内容
4月	企画検討委員会	10月	事業準備
5月	企画検討委員会	11月	地域散策・交流会②
6月	参加者募集	12月	
7月	事業準備	1月	参加者アンケート集計
8月	地域散策・交流会①	2月	
9月	参加者募集	3月	

#### 5 自由記述欄

4までに記載しきれなかったこと、特にアピールしたい点等あれば記入してください。

★事業の提案にあたり、上記に記載したほか特に伝えたいこと等あればこちらに記入してください。

令和7年 5月 15日

狛江市長 様

団体名 NPO 法人狛江太郎の会

団体所在地 狛江市和泉本町1-1-5

代表者名 狛江 太郎

連絡責任者名 狛江 花子

連絡責任者電話番号・FAX番号 090-0000-0000

連絡責任者メールアドレス 000@city.komae.lg.jp

### 狛江市市民提案型市民協働事業提案書

狛江市市民提案型市民協働事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり提案します。

記

事業名 狛江の地域散策・交流事業

#### 添付書類

- (1) 狛江市市民提案型市民協働事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 狛江市市民提案型市民協働事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 定款又は会則等
- (4) 前年度事業報告書及び収支決算書（前年度の活動実績がある場合に限る。）
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

記入例

狛江市市民提案型市民協働事業収支計画書

事業総額（見込み） 200,000円

（収入）

区 分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
市負担金	100,000	
協賛金	100,000	
合 計	200,000	

（支出）

区 分	見積額（単位：円）	積算根拠（単価、数量等）
印刷費	50,000	チラシ〇部×@〇円（カラー印刷）
消耗品費	50,000	〇円（交流に必要な物品の購入）
保険料	100,000	児童〇人×@〇円、地域住民〇人×@〇円
合 計	200,000	

《支出経費の区分例》

○旅費交通費	
○通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
○謝礼金	講師等の謝礼金
○会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借上料
○印刷製本費	チラシ等の印刷費、報告書の印刷および製本費
○消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
○保険料	ボランティア保険料、イベント保険料
○人件費	事業を実施するために必要な人員の人件費
○運営管理費	事業を運営・実施するために必要な管理費
○その他	

(対象外の経費)

- 団体の事務所等を維持するための経費
- 団体の経常的な活動に要する経費
- 団体の構成員（役員および会員）の食料費
- 団体の構成員の人件費等  
（給与のほか、報酬・報償等。交通費等の費用弁償は除く）
- 会議の茶菓子代、慰労会費、加入団体への会費など

## ◇狛江市市民活動支援センターの活用



# こまえくぼ1234 (狛江市市民活動支援センター)

市民協働事業提案制度の申請内容についての相談も随時受け付けています。  
団体の活動の一助となる場所ですので、是非御活用ください。

『こまえくぼ1234』は、市民の皆さんの生活をより良くするために、市民活動に取組みたいと考えている個人や団体を支援しており、団体運営に関する相談や相談会、団体向け講座等を実施しています。

ぜひお気軽にこまえくぼ1234にお問い合わせください。様々な団体や機関、施設とのネットワークのなかでご相談に応じていきます。



- 市民活動をしてみたい。団体を設立したい。
- 会員が少なくなってきたが、どうしたらいいか。
- 運営が思うようにいかない。助成金を探している。
- 狛江市の後援をとりたいが、どうしたらいいか。
- 提案制度の申請内容について、検討が行き詰っている。

### ○センターではこんなことをしています

- ★相談・コーディネート（運営相談、活動相談、ニーズ相談等）
- ★情報・啓発事業（情報誌の発行、ホームページ運営）
- ★養成・研修事業（ガイダンス、講座、セミナー）
- ★ボランティア・市民活動団体の組織化事業
- ★ボランティア・市民活動学習と体験学習の推進

.....

### ○センターの利用について

\* 令和6年4月4日から令和7年10月31日まで狛江市役所5階に仮移転しています。

令和7年11月1日に「こまえみらいテラス」（旧市民センター）へ移転予定です。

開館時間 9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日および12/29～1/3はお休み）

住所 〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5 狛江市役所5階

電話 03-5761-5556

FAX 03-5761-5033

メール info@vc.komae.org

